

2010年12月16日

中央区区長
矢田美英殿

社団法人 日本建築学会
会長 佐藤 滋

東京都中央区の復興小学校7校舎に関する保存要望書
提出後の展開に関する見解

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会はこれまで二度にわたり貴区に現存する復興小学校について保存要望書を提出し、それらの価値にふさわしい保存・活用を要望してまいりました。しかしその後、貴区が明石小学校の解体を実行されたことはまことに残念なことで存じます。

また、7月15日に開催された区民文教委員会で配布された資料の記述の訂正を求める本会の8月16日付けの見解に対して、貴区から8月23日付けで「訂正の必要はない」との回答をいただきましたが、事実関係の認識において本会の8月16日付けの見解に変更のないことをあらためて申し上げます。なお、本件につきましては本会会員には会誌等において別途経緯を説明いたします。

社会のなかで長期間有用に機能してきた建築物には、相応の歴史的な価値が備わっており、仮に文化財として指定・登録を受けていなくとも、その建物には既に文化財的な価値があります（すでにお渡ししている本会「建造物の評価と保存活用ガイドライン」をご参照ください）。そして、文化財保護法第3条には、地方自治体に対し、そうした文化財の保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならないことが明記されています。

以上のことをご理解いただき、貴区に現存する復興小学校を含め、価値ある建築物につきましては、今後、それぞれの文化財的な価値を十分に調査され、その価値にふさわしい取り扱いをしていただくことを要望いたします。

なお、本会はそれらの建築物の保存・活用に関して、できる限りの協力をさせていただき所存であることを申し添えます。

敬 具